

「表紙共 16枚」

令和2年10月

# 定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和2年11月9日(月曜日) 午後1時30分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	13 番 財津満寿光
4 番 江藤義幸	14 番 中島浩司
5 番 左原三枝子	15 番 美野英俊
6 番 綾垣和子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主査 田中さおり 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事 太田千誉

## 10月定例総会議事日程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
  - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
  - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
  - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
  - 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
  - 第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更について
  - 第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
  - 第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について
  - 第8号 11月調査委員の選任について
- 6 報告
  - 第1号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件
- 7 その他
  - (1) 農地法に係る権限移譲について
  - (2) 農業者年金加入推進強化月間について

(3) 11月現地調査

日 時 11月27日(金) 午前9時～

※調査委員のみ

(4) 11月定例総会

日 時 12月8日(火) 午後1時30分～ 会 場：7階 大会議室

(5) 行事日程

11月16日(月)「人・農地プランの実質化」に向けた話し合い  
スキルマスター研修会〔基礎編〕(別府市)

11月18日(水) 農業振興地域整備促進協議会(会長・伊藤委員)

11月19日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

12月15日(火)「人・農地プランの実質化」に向けた話し合い  
スキルマスター研修会〔実践編〕(別府市)

(6) その他

- ・ 「10月分農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・ 「農地パトロール調査日誌」等の提出日

<p>事務局長 (渡邊城二)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員19名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上発言される場合は挙手をして、議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>大変お疲れさまでございます。会長になりまして5回目の総会になります。まずここで、県の功労者表彰を推進委員の小山前会長が、11月3日の日に、農林水産部門の中において、農業功労者表彰を受賞されております。誠におめでとうございます。これから先もよろしく申し上げます。また4条、5条等ですね、県より権限移譲を、来年から受けるために、調査委員会の在り方、また推進員さんの在り方などを、話し合うために、今日アンケートも手元に置いていると思います。新体制になりましたので、これから先も前向きに皆さん方で一緒に頑張って進めてまいりたいと思います。</p>
	<p>続きまして、議事録署名委員の指名に入りたいと思います。議長が指名するようになっておりますが、私のほうからよろしいでしょうか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それでは、議事録署名委員は、13番の財津満寿光委員、18番の財津政美委員にお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、4番の議案訂正、事務局ございますか。</p>

<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>事務局からです。議案訂正が今回は1か所ございますので、よろしくお願ひします。</p> <p>16ページをお開きください。こちらは利用権の関係でございます。議案第4号の分の利用権の関係で、16ページでNo.266、3筆ございます。貸し手が○さん、借り手のほうが○さんの分の解約の分でございますが、こちらの地目のところの現況が3筆とも畑になっていますが、樹園地が正しいです。それから利用の目的も、樹園地として利用されておりましたので、それぞれ現況のところと利用の目的の部分、畑の部分が6か所ございますが、樹園地に修正していただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>それから、先ほど会長のほうからのごあいさつの中にもございましたが、アンケートについて1枚資料の中、手元の机のほうに置いていたかと思ひますが、農地利用最適化推進委員の定例総会への出席についてのアンケートですが、このアンケートについての趣旨は会長のおっしゃったとおりなのですが、今後の推進委員さんの出席について、皆さんの意見をこれによって伺いたいと思ひます。下半分のほうに、1、2、3と選択肢がございます。1番か2番か、それに当てはまらなければ、3番のほうに、その他のほうに、意見をご記入いただきたいと思ひます。2番のほうにありますとおり、2か月に1回は定例総会の後に定期検討会、こちらは新しく委員さんになられた方はちょっとまだピンと来られないかと思ひますが、今現在国のほうが、農地利用の最適化に非常に力を入れております。出し手と受け手の調整とか、人・農地プランが主になるのですが、出し手受け手の調整とか、耕作放棄地の解消とか、新規就農者の支援、そういうふうに関係で定期検討会というのをしております、私ども農業委員会と、あと、県の振興局の担当部局、それから市の担当、具体的には農業振興課に同席いただいて、意見交換会をするという格好になっており、今年の1月まではやっていたのですが、現在こういう状況なのでちょっと中止しておりました。今日から再開するという形になりますので、そちらのほうも今日できれば最後までご出席いただいて、新しい委員さんにですね、こういった形で、どうかなという参考</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>になろうかと思しますので、このアンケートのほうも最後に提出していただければと思います。よろしくお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では早速、議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員はですね、10番の川津美利委員、11番の河津裕治委員12番の川津清則委員でございます。調査委員長はですね、11番の河津裕治委員でございます。河津委員、一言よろしくお願いします。</p>
<p>調査委員 (河津裕治)</p>	<p>こんにちは、11番の河津でございます。10月29日に、川津美利委員、川津清則委員、それから事務局の方、4名と現地を見てまいりました。よろしくお願いします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件、7件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それでは私のほうから、農地法3条の申請分について説明いたします。まず議案書の1ページ、3条の申請、今月は7件上がっております。</p> <p>まず、45番から説明いたします。天瀬町合田○で、譲渡人が○さん。高齢のため譲り渡したいとのことです。譲受人は○さん。対象の土地ですが、○さんの家の真ん前にありまして、場所が中川郵便局や駐在所を少し南側に行ったところになります。こちらが航空写真で、字図で見ますとこういう形状になっております。この西隣が譲受人の自宅になっています。こちらが現在の状況です。</p>

続きまして、46番、山田○で、譲渡人が福岡市の○さん、遠方にて、農業しない予定であるということで、今までこの農地を借りて耕作していた○さんが買い取ってくれるよう話がまとまったとのこと。場所は山田町の公民館のところを奥に入って行ったところで、航空写真で見るとこのようになっております。字図がこちらです。こちらが現在の状況です。こちらは譲受人の○さんが、高齢なんですけれど、現在、お孫さんが後を継ぐことになったということで、県の農業大学校に行っているということで、○さんも相当ご期待をされているということでありました。

次に47番、西大山○と、ほか1筆です。こちらが、譲渡人が○さん、体調不良のため譲り渡したいということで、譲受人が○さん、譲り受けて規模を拡大したいということです。こちらが航空写真です。字図で見ますと、このように隣り合う2筆になっております。現在の状況ですけれども、これが東側の分です。もう1筆がこちらです。クレソンなどを栽培しています。このハウスもこの筆の中に入っています。

続きまして48番です。前津江町赤石○です。譲渡人が○さん、後継者がいないため規模を縮小していきたいとのこと。譲受人がご近所にお住まいの○さん、今まで借地で農業をしていたということなんですけれども、今後は自作地を持ってやっていきたいとのこと。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちら1筆の中に高さの違う2枚の田んぼがありまして、現在の状況が、こちらが下側、北側になるんですけども、低い側の1枚、続きまして、こちらが南側になりますけど高いほうにある1枚になります。

次に49番、西大山○ほか、全部で8筆あります。譲渡人が、○さん、譲受人が、息子さんの○さんです。こちら親子になるのですけれども、親子間の所有権移転は、例えば相続などであれば、3条の許可というのは不要なんですけれども、○さんがご健在のうちに権利関係などをはっきりさせておきたいということで、生前贈与という形を希望されました。この場合は親子であっても3条の許可が必要になるということですのでございます。こちら航空写真の現在の状況です。字図がこちらになります。ちょっと範囲が広いので三つに分けておりますけれども、こちらが中津尾野のほうの筆になります。こちらが小五馬の側の2筆です。こちら現在の状況になります。こちらほとんど場所が現時点でも譲受人の○さんが耕作をされているということで、きれいな状態でありました。こちらは全部で8筆です。



<p>調査委員 (河津裕治) 事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>続きまして、50番、友田〇です。譲渡人が〇さん、譲受人が〇さん。この件については3条と4条両方の申請が出ておりました、また4条の分は後で説明をいたしますけれども、3条の申請分というのが、もとあった田んぼを分筆して隣の農地の持ち主に売り渡すものです。場所がこの386号線を少し入って行ったところ、航空写真がこちらです。字図がこのようになっております。現在の状況なんですけれども、このようになっておまして、この写真の左側の土地、ここが譲受人の所有する土地になっておまして、1枚の田んぼのこの赤く囲まれた分と、さらにこの左側の土地を合わせて使うように、今後工事をしていく予定ということでもあります。</p> <p>最後51番、友田〇です。譲渡人が〇さん。譲受人が〇さんです。これも4条と5条の申請が同時に出ているものなんですけれども、まず航空写真で見ると、このようになっております。こちらは字図ですけれども、字図のこの〇となっている部分。ここの東側半分を分筆したものが〇、今赤く囲まれている部分になります。また5条のほうでも説明がありますけれども、このすぐ南側の土地、この〇と出ている分です。こちらをまた分筆した〇、この土地を譲受人の方が譲渡人に所有権移転するのと、その交換という形で、囲まれているこの〇をもらい受けるという形になります。現在の状況ですが、このあぜで分かれている部分のこの奥側ですね、ここが今回の交換の対象となっている部分になります。</p> <p>以上7件でございます。では、ここで現地調査にご同行いただいた河津委員にご意見をお伺いしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>私たちが見た限りは問題なかったと思います。</p> <p>ありがとうございます。では次にチェックシートのご説明をいたします。お手元の資料のNo.1をごらんください。3条については今月が1ページ目と2ページ目になります。こちらのチェックシートの項目に該当しないことが、3条の申請の許可を出すための要件となりますが、書類の審査、そして現地調査におきまして、いずれの項目にも、該当しない、つまり問題がないことを確認しております。事務局からの3条の対象地に関する説明は以上になります。</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局の報告にあるように許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきます。飯田委員どうぞ。</p>
<p>8 番 (飯田 隆)</p>	<p>8 番の飯田です。3 ページの、5 0 番ですね。ここの説明をもう 1 回お願いします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>まず、字図に戻りますけれども、この○というこの大きな一つの区画ですね、ここがもともと田んぼとしてあったのですが、ここの分を左側赤く囲まれている一部、この分のみ分筆して、それをさらに隣の農地、こちらが譲受人の方がもともと持っているところなんですけれども、こちらのほうと合わせて使っていくということで、この隣の持ち主の方に売り渡すという形になってます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員、よろしいですか。</p>
<p>8 番 (飯田 隆)</p>	<p>赤で囲んでいるところを分筆して、譲り渡すという形ですか。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>はい。</p>
<p>8 番 (飯田 隆)</p>	<p>わかりました。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>あとでまた説明がありますけれど、この左側のこの○となっているところもまた、分筆して転用という形になりますので、そこはまた、後でご説明させていただきます。</p>

<p>議 長 （石井照久） 8 番 （飯田 隆） 議 長 （石井照久）</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>また後で聞きます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ないですね。それではですね、なかったら、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議 長 （石井照久）</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。全員賛成でございますので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、6件でございます。事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （田中さおり）</p>	<p>私のほうから、議案第2号、農地法第4条について説明いたします。今月は6件でございます。</p> <p>まず、議案集の5ページの33番の案件になります。申請地が中津江村栃野〇、台帳地目が田の2,416㎡の第2種農地で、申請人が玉川3丁目の〇さんです。申請理由は、植林用地となっております。場所のほうですが、日田のほうから津江のほうに向いまして、津江中学校があるのですけれど、そのちょっと手前を右手にずーと上がって行ったところになります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが現況の写真ですが、申請人さんが旧日田市内のほうに出てきておりまして、管理が難しいということで、今後、杉を植えて管</p>

理したいということで申請が出ております。こちらは以前から委員されている方は覚えていらっしゃるかもしれませんが、農振に入っております、除外が終わりましたので今回正式に申請をしたものです。

続きまして、34番の案件です。申請地が大字友田〇、台帳地目が田で229㎡の第2種農地で、申請人が北友田3丁目の〇さん。申請理由が進入路用地でございます。場所のほうですけれども、先ほど3条でも出たのですが、北友田3丁目の〇さんとか、〇さんのすぐ近くの農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になりまして、この細いところがさっき3条で出たのですけれども、ここの赤いところが申請地になります。こちらが現況の写真で、この奥のお家が申請人さんのお家になるのですけれども、もう既に進入路として利用しているということで、許可を得てなかったのが申請したもので、こちらは追認案件ということになるので始末書を徴取いたします。先ほど3条で出たのはこの土地のもうちょっと横ですが、こちらはもう既に進入路として利用しているということで、4条の申請が出ているものでございます。

続きまして、議案集の6ページ、35番の案件です。申請地が大字求来里の〇、台帳地目が畑の14㎡で、第2種農地となります。申請人が神来町の〇さんで、申請理由が宅地拡張用地でございます。場所のほうですが、あやめ台のところから右に曲がって行って、神来町の公民館の手前になります。こちらが航空写真です。こちらが字図ですが、申請地はこのちっちゃい三角のところになるのですけれども、こちらの青丸が申請人さんのご自宅になります。こちらが申請地で、先ほどの申請人さんのご自宅はこちらです。申請地はこちらになるのですが、ちょっと写真ではわかりづらいかと思うのですが、こちらに合併浄化槽が設置されておまして、許可を得てなかったのですけれども、宅地の一部として合併浄化槽を設置して利用しているということで、こちらも追認案件ということになりますので始末書を徴取する予定でございます。

続きまして、36番の案件です。申請地が大字三和〇、台帳地目、畑の258㎡の第3種農地で、申請人が清水町の〇さん。申請理由が宅地拡張用地でございます。場所のほうですけれども、三和小学校や〇さんがあるのですけれども、〇さんのすぐそばの農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図で、この青丸が申請人さん〇さんのご自宅で、すぐ横の農地になります。こちらが航空写真になりまして、航空写真から見ても分かると思うのですが、既に宅地の一部のようにして利用をしておまして、こちらが現況の写真ですね、こちらが申請人さんのご自宅の庭の一部というか、駐車場というか、そういう形で、もう利用されてるということで、許可

を得てなかったので今回申請したもので、こちら追認案件ということになりますので、始末書を徴取する予定でございます。

続きまして、7ページの37番の案件です。申請地が、日田市大字友田〇、台帳地目が田の21㎡の第3種農地になります。申請人が北友田1丁目の〇さんで、申請理由が賃貸共同住宅用地でございます。場所のほうですが、光岡小学校のすぐ近くですが、先ほど3条で友田の案件が出ましたが、そのすぐそばの農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。この赤い細いところが申請地になります。こちらが航空写真ですけども、こちらに既に共同住宅が建っているんですけども、こちらが平成11年に建てられたものなんですけども、そのときにこちらの農地も一緒に工事してしまったということで、今回この部分については許可を得てなかったもので、ということで申請をしております。こちらが現況の写真で建物のすぐ裏手になっており、こちら追認案件ということになるので追認案件ということになりますので、始末書を徴取する予定でございます。

続きまして、38番の案件です。大字友田〇と〇で台帳地目が田の2筆合わせて915㎡の第3種農地です。申請人が北友田1丁目の〇さん、先ほどの37番の案件と同じ方ですが、申請理由も賃貸共同住宅用地ということで申請が出ております。場所のほうですけども、先ほどの4条の場所と同じところになります。こちらが航空写真で字図ですが、先ほどのところがこの細いところだったのですが、すぐ横のここになります。こちらの2筆です。こちらが航空写真で、この赤いところの2筆が今回4条で出ているところで、申請人〇さんの所有の農地ということになります。青で囲ってところが、また5条で出るのでですけども、こちらは別の方の所有の農地だったのですが、先ほど3条で、ここと、この、案件が出ていたと思うのですが、こことここを交換して、申請人さんがこの3筆を合わせて、共同住宅を2棟建てるという計画をしております。なので、この青いところはまた後ほど5条で出てまいりますけれど、その時にまた説明をいたします。こちらが現況の写真で、ここは後で出る5条と、この奥にあるところが3条で交換したところ、こことここを交換したということになります。ここはもともと申請人さんの〇さんの農地ということになります。

4条のほう以上6件になりまして、ここで、現地調査にご同行いただいた河津委員に一言いただきたいと思っております。

<p>調査委員 (河津裕治) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>6件中4件が追認案件で始末書徴取でございますが、私たちが見た限り問題ないと思います。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートの説明をいたします。資料No.1のほうをごらんください。4条の分につきましては、3ページから6ページまでとなっております。こちらにある項目全てに該当しないということが許可の条件ということになっておりますが、全て該当しないことを確認しております。私のほうからは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように問題がないというような意向でございますが、皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。中島委員どうぞ。</p>
<p>14番 (中島浩司)</p>	<p>14番の中島です。34番の案件ですけど、○さんの分ですね。3条の分が出てきたと思うのですけれど、確認です。分筆して右側の田んぼの分を、3条で出た分と合わせて使うという感じでよろしいのでしょうか。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>3条で出たのは、ここと、先ほどの写真のところがこの辺になるのですけれども、そこを一緒にして使うというふうに聞いております。</p>
<p>14番 (中島浩司) 議長 (石井照久)</p>	<p>わかりました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>事務局にちょっと私のほうからお伺いしたいと思います。37番ですね、さっき始末書の件がございましたけど、それとですね、今度38番で、これだけの面積を賃貸共同住宅用地として915㎡出ておりますけど、これは、行政書士の説明か何かあって、前の始末書を書いて、これをまたするということですか。ちょっと説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>所有者の方はここを転用していたということを、ずっと気づかなかったようで、新たにこちらに建設するということがわかって調べていたらここがそういうふうになっていたということがわかったので、こちらはちゃんと許可をとってくださいということで今回申請していただいたもので、それと同時に一緒に横も今回申請されたものです。行政書士さんが持ってこられて、調べたらこうなっていたということで、同時ですけれども、3、4、5条同時にはなっているのですが、申請をしております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、わかりました。皆さん、ほかに何かございませんか。ありませんかね。 なければですね、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成でございます。全員賛成でございますので、議案第4号は原案どおり決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第3号ですね、農地法第5条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局は説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>私のほうから、議案第3号、農地法第5条について説明いたします。今月は5件でございます。 まず、議案集8ページの57番の案件です。申請地が城町1丁目〇、台帳地目が田の984㎡の第3種農地です。譲渡人が上城内町の〇さんで、譲受人が豆田町の〇さんになります。申請理由は駐車場用地でございます。場所のほうですけれども、城町の〇さんがあるのですけれども、西部振興局があって、〇さんのすぐ横の農地に</p>

なります。譲受人の○というのは、○さんを経営しているところになります。その横の農地を今回申請しているものです。こちらが航空写真でこちらが字図です。こちらが申請地ですが、今ここに○さんが建っています。こちらが現況の写真で、こちらが○さんになるのですが、駐車場が不足しているということで、こちらの農地をお迎えとか職員さん用の駐車場として利用したいということで申請が出ております。

続きまして、58番の案件です。天瀬町の五馬市で、○、台帳地目が畑の476㎡の第2種農地で、譲渡人が若宮町の○さん。譲受人が天瀬町の○さんで、申請理由が駐車場及び農機具置場用地となっております。場所のほうですけども、県道岩戸五馬日田線沿いに、五馬郵便局があるのですけれども、そのすぐ横の農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが現況の写真でこちらが郵便局になります。ちょっと写ってないのですが、手前のほうに譲受人さんのご自宅があり、駐車場が手狭なので駐車場にしたいということ、農機具とかがあちこちに置いてあるのを、1か所にまとめて置きたいということで、今回この土地を譲り受けて、自宅の近くでもあるので譲り受けて利用したいということで申請が出ております。

続きまして、9ページの59番の案件です。申請地が大字三和○、台帳地目が田の756㎡の第2種農地で、貸し人が財津町の○さん、借り人が財津町の○さんで、申請理由が事務所用地でございます。貸し人と借り人は親子のご関係になります。場所のほうですが、花月バイパス沿いに○さんというお店があるのですが、花月バイパスを挟んで向かい側の農地になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。こちらが現況の写真で、借り人さんのほうが建築関係の仕事をされておりまして、自宅を事務所にしておりましたが、今回ここを借りて事務所を建てて使いたいということで申請が出ております。見てわかるのですけれども、このあたりがですね、もう既に駐車場みたいな形で使っているようで、もう既に農地でなくなっておりますので、奥のほうは大丈夫なのですが、こちらはもう既に一部利用しているということで、追認案件ということで始末書を徴取するようにしております。

続きまして、60番の案件です。大字友田○と○、台帳地目が○が田で、○が雑種地になります。2筆合わせて644㎡で第3種農地になります。貸し人が南友田町の○さん。借り人が南友田町の○さんで、こちら事務所用地ということで申請が出ております。場所のほうですけども、庄手の○さんのすぐ近くになります。○さんとかがあります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが現況の写真となっております、



<p>調査委員 (河津裕治) 事務局 (田中さおり)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>こちらも貸し人と借り人さんは親子ですけれども、借り人さんの○さんが車の修理とかそういう関係のお仕事をされておりまして、今借りてるところの契約の期間が終わるので、こちらをお父さんから借りて、事務所とかそういう作業場として利用したいということで申請が出ております。</p> <p>続きます、61番の案件です。大字友田○、台帳地目が田の554㎡の第3種農地で、譲渡人が北友田1丁目の○さん、譲受人が北友田1丁目の○さんで、先ほど4条とか3条でも出た方になります。申請理由が、賃貸共同住宅用地でございます。場所のほうですけれども、先ほどと同じ光岡小学校の側になります。こちらが航空写真と字図で今回の申請はこちらのほうです。こちらが航空写真で、先ほど4条で出たのが上の2筆、青く囲っているところで、今回5条で申請したのがこちらになります。航空写真も先ほどの4条と同じところなのですが、こちらのほうの部分を譲り受けて、この3筆合わせて共同住宅を2棟建てて利用したいということで申請が出ております。</p> <p>5条のほうは、以上5件になります。ここで現地にご同行いただいた、河津委員に一言いただきたいと思いません。</p> <p>私たちが見た限り、特に問題ないと思います。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートの説明をいたします。資料No.1の5条が7ページと8ページになります。こちらの項目、16項目全てに該当しないということが許可の条件ということになっておりますが、全て該当しないということを確認しております。私のほうからは以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように問題はないというような意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思いません。</p>
--	--

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>調査委員 (河津裕治)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>なければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので議案第4号は原案どおり決定いたしました。それでは調査委員長の河津委員に一言いただきます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件です。本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より、農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業を常時従事するものとして作成されたものです。それぞれの委員の方々のエリアにおいて確認をお願いいたします。問題があれば挙手してご発言いただきたいと思います。</p> <p>ありませんか。</p>
--	--

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>(ありませんの声)</p> <p>なければ、チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がなかったらご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、第5号です。日田市農業振興地域整備計画の変更について、12件でございます。内訳は、除外5件、編入7件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>私のほうから議案第5号日田市農業振興地域整備計画の変更について、ということで説明いたします。</p> <p>こちらは、日田市長から、担当は農業振興課になるのですがけれども、この整備計画の変更について、除外とかであれば除外後に転用の申請が出ますので、その意見を求められているものです。10月23日に会長と局長と私のほうで、農業振興課の担当と一緒に現地調査も行っております。</p> <p>まず、議案集の18ページの1番の案件です。申請地が大字小野〇、台帳地目が畑の148㎡で、申請人が大字小野の〇さんで、変更理由は九州北部豪雨災害で土砂が流入したため、今後は駐車場として利用したいということで申請が出ております。場所のほうですが、宝珠山日田線を上りまして、小野振興センターをちょっと過ぎたところの右手にある農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが現況の写真で、こちらがちょっと写ってないんですけど、手前に申請人さんのご自宅がありまして、水害で土砂が流入し</p>
--	--

ましたので農地として使っていくのは難しいということで、今回除外後に駐車場として利用したいということで申請が出ております。

続きまして、2番の案件です。大字有田〇、台帳地目が畑の746㎡です。申請人は大字有田の〇さんで、変更理由は農機具倉庫、資材置場及び駐車場用地として利用しているため、となっております。場所のほうですが、中尾町公民館とかのちょっと南側、高速がここを走っていますが、その間ぐらいになるところになります。こちらが航空写真でこちらが字図になります。こちらが現況の写真なのですが、造園業をされているということで既に駐車場等に利用しております、農振に入っていたということで今回除外の申請をして、きちんと転用の許可を取りたいということで申請が出ております。

続きまして、3番の案件です。天瀬町塚田〇、台帳地目が田の2,369㎡で、申請人が天瀬町出口の〇さん、変更理由は高齢となり後継者もないため、山林として今後管理したいということで申請が出ております。場所のほうですが、五馬中学校のちょっと南側の県道阿蘇線沿いの農地になります。こちらが航空写真で、こちらが字図です。こちらが現況の写真になるのですが、今後は山林として管理したいということで除外の申請が出ております。

続きまして、4番の案件です。天瀬町湯山〇と〇の2筆になります。合わせて1,776㎡の農地となります。申請人が天瀬町湯山の〇さんで、変更理由が、今後、山林として管理したいということで申請が出ております。場所のほうですが、天瀬振興局のところから川を渡ってずっと北に行った湯山西公民館がこちらにあるのですが、そちらのちょっと東側のほうになります。こちらが航空写真です。こちらがちょっと細長いのですが、この2筆が申請地になります。こちらが現況の写真で、こちらも近隣で耕作放棄地も多く、鳥獣被害もあって管理が難しいということで、今後は山林として管理したいということで今回除外の申請が出ております。

続きまして、5番の案件です。大山町の西大山〇と16の2筆になります。台帳地目は2筆とも田で、2筆合わせて1,424㎡です。申請人が大山町西大山の〇さんで、変更理由が〇の移転に伴うものでございます。場所のほうですが、旧鎌手小学校がありまして、ずっと行きますと、〇さんがこちらにあるのですが、そのすぐ近くになります。こちらが航空写真でこちらが字図になります。こちらが現況の写真ですね。2筆になるのですが、こちらが〇、こちらの奥側のほうの農地ですが、前から委員さんをされている方は覚えてらっしゃるかも

しれないのですが、こちらは平成31年の1月に許可をいただきまして、3条で申請さんが購入した農地となっております。通常は3条で売買されたものは3年3作ということで、3年間は自分で必ず耕作してくださいということで転用等は認めてないのですが、今回は○の移転ということなので、農業者にとっては、これから先、津江の方には○がないということもありますので、除外が出て、転用の申請が出た頃でもまだ3年は経ってないのですけれど、やむを得ないのではないかとということで、今回申請を受理しております。

続きまして、6番の案件です。大山町の西大山○と○の2筆で、台帳地目は畑の2筆合わせて1,266㎡で、申請人が大山町の西大山の○さんです。変更理由は、補助事業に取組み、梅を植栽するものということで、こちらは編入のほうの申請でございます。場所のほうですが、212号線をずっと行きまして、旧大山中学校のところをちょっと行って、右手に上がったところになります。こちらが航空写真です。こちらが字図になりまして、こちらが現況の写真になります。こちらを今回編入したいということで申請が出ております。

続きまして、7番の案件です。大山町の東大山○、台帳地目が畑の5,051㎡で、申請人が大山町の東大山の○さんで、こちらは梅の改植事業に取り組むためということで編入の申請が出ております。場所のほうですが、広域農道スカイファームロードひたのところから行きまして、都築のコミュニティセンターからちょっと南側の場所になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが航空写真を拡大したのですが、かなり広い土地なのでこういうふうになっております。大体、現況の写真がこういう形なのですが、申請地全体にこういうふうに梅が植わってる状態です。

続きまして、8番の案件です。大山町の東大山○、台帳地目が畑の1,728㎡で、申請人は大山町東大山の○さんで、申請理由はこちらも梅の改植事業に取り組むためということで申請が出ております。場所のほうですが、大山中学校がありまして、川を挟んでちょっと東のほう、山のほうに行ったところになります。こちらは航空写真でこちらが字図になります。ちょっと細長いようになっておりまして、こちらは航空写真を拡大したものです。こちらが現況の写真で申請地自体こういうふうに全体的になっておりまして、こちらを梅の改植事業に取り組むため編入したいということで申請が出ております。

続きまして、9番。大字小野○で、台帳地目が田の1,488㎡で、申請人が大字庄手の○さんで変更理由は中山間地域等支払制度に加入するためとなっております、場所のほうですが、宝珠山日田線の小鹿田焼の陶芸館ま

<p>農地委員 (諫山文彦)</p>	<p>で行かず、その手前を右にずっと上がっていたところになります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが現況の写真ですが、きちんと耕作されているのですが、この農地だけ農振に入っていなかったということで、今度事業に加入するために、編入したいということで申請が出ております。</p> <p>続きます、19ページのほうをごらんください。3件、10番、11番、12番とあるのですが、場所が同じところになりますので、一度に説明させていただきます。10番が大字日高〇ほか2筆で、1,688㎡で、申請人が天瀬町馬原の〇さん。11番が大字日高〇ほか3筆、4筆合わせて1,854㎡で、申請人が天瀬町馬原の〇さん。12番が大字日高〇ほか3筆、4筆合わせて1,759㎡になります。申請人が天瀬町馬原の〇さんで、申請理由は果樹経営支援対策事業を実施するためということで、編入したいということで申請が出ております。場所のほうですが、高尾原の農地が広がっているのですが、日高のほうですが、その一角になります。こちらが航空写真で、こちらが字図ですが、ここを横で見ていただくと、10番の案件が、1番下になる〇ほか2筆の案件で、その上に11番の案件、その上に12番の案件4筆ということで、全部隣接した農地となっております。こちらが航空写真で、3件分一緒になっておりまして、こちらが現況の写真ですが、こちらが梨の事業をするために、農振の編入とその整備が同時進行でされているということで、今こういう形になっております。そういう事業に実施するために今回編入の申請をしたものなので、先に工事は始めてしまっているのですが同時に行っているということでした。</p> <p>私のほうからは、説明は以上となりますが、地元の推進委員さんのほうから一言いただきたいと思います。1番と9番が諫山文彦委員、2番が中島ひとみ委員、3番が音成委員、4番が河津正徳委員、5番と6番が河津昭二郎委員と、7番と8番が矢羽田市夫委員になりまして、10番から12番が福井委員となりますので、一言ずつお願いいたします。</p> <p>農地委員の諫山です。1番の件ですが、豪雨の災害を受けた場所で先日確認に行きました。周りにはもう山林になっている場所なので、除外に問題はないかなと思います。9番のほうですけど、きちんと耕作を管理されておりまして、私に言わせれば、何で今までかたってなかったかなという場所なんで、編入に問題はないと思います。</p>
------------------------	---

<p>農地委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>西有田地区の中嶋です。2番の有田の件ですけれども、現地を見ましても陽当たりも悪く、問題は全く畑としては使用出来そうにもありませんし、全く問題ないと思います。</p>
<p>農地委員 (音成博文)</p>	<p>3番の分ですけれども、少し荒れてるんですけども、周りの地権者からは、ちょっとスギは困る、クヌギ、広葉樹等ならば、除外も認めざるを得ないかなと意見で、地区の4、5人がですね、やっぱりそういう意見が出ておりますので、少し検討する余地があるかなあという意見もありました。</p>
<p>農地委員 (河津正徳)</p>	<p>中川地区推進委員の河津です。4番の案件はですね、周辺の現状を踏まえて考えますと、除外については妥当だと考えられます。</p>
<p>農地委員 (河津昭二郎)</p>	<p>推進委員の河津です。5番の件ですが、先ほど事務局の方が言われたように、農家のためということなので、3年ということですが、しょうがないかなと思います。この横に新しくバイパスが通りますので、農家の皆さんも寄りやすい場所になるのかなと思いますので、問題ないと思います。6番の件ですが、6番も問題ないと思います。</p>
<p>農地委員 (矢羽田市夫)</p>	<p>東大山の矢羽田市夫です。7番と8番は現在はスモモをやっておりますけど、梅のほうに改植したいということでございます。周りは山林があったり、梅畑があったり、自分の土地であったりして、何ら問題はないと思います。</p>
<p>農地委員 (福井龍太郎)</p>	<p>三芳地区の福井です。10番、11番、12番の農地につきましては、周辺も農振地域ということもありますし、また農業の振興という観点からも、編入は妥当であると思っております。</p>

<p>事務局 (田中さおり) 議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。私のほうからの説明は以上です。</p> <p>今、推進委員の方々からご説明いただきましたが、何かほかにある方がおられましたらどうぞ。なければですね、議案第5号、日田市農業振興地域整備計画の変更については認めていきたいと思っております。よろしくお願いします。</p> <p>続きまして、議案第6号、現況証明、非農地証明の発行について、5件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、議案20ページ、議案第6号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は5件申請がありました。</p> <p>まず、番号20、大字小野〇と〇で、地目は台帳が田、現況が原野、面積が合計で552㎡です。申請人は日田市源栄町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。スライドで場所のご説明をいたします。近くには、ことといの里がございまして、さらに山手のほうへ上っていった赤く丸をしているところになっております。申請地の航空写真です。赤く囲んでいるところになります。こちら字図になっております。現況の写真ですが、このようになっておりまして、〇、こちらは29年の水害の時に近くの川から土砂流入しておりまして、仮に草刈りなどをしたとしても、もう地面はこのようになっておりますので、農地として復旧するのは難しいかと思っております。また〇、こちらにも既に草が生い茂っておりますので難しいかと思いません。</p> <p>続きまして、番号21の案件に移ります。大字小野〇ほか6筆の計7筆です。地目は台帳が田および畑、現況はいずれも原野、面積が合計で2,880㎡です。申請人は福岡県那珂川市の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等、農地に復元するための物理的な条件整備が</p>



著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くには○さんや○さんがございまして、赤く丸をしているところになっております。航空写真で見ますと、このようになっておりまして赤く囲んでいる土地になります。字図こちらになっております。北のほうからご説明していきます。現況はこのように○、○となっておりまして、右側に若干白い所が見えますが、こちらはガードレールになっておりまして、道から降りていく道もないようなところがございます。○はこのようになっております。○とその一段下の部分、こちらが○となっております。こちらが○、こちらが○となっておりまして、いずれも荒れている土地となっております。

ページめくっていただきまして、番号22の案件に移ります。こちら大字高瀬○で、地目は台帳が畑、現況が宅地、面積が65㎡です。申請人は大分市の○さんです。こちらの土地は昭和58年2月1日に農地法第5条の許可を受け、宅地へ転用したものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するものです。許可どおりに転用されておりますので発行基準2に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くには○がございまして、バイパスが画面中央を通っております。赤く丸をしているあたりになります。航空写真このようになっております。家の横の庭といったところかと思えます。字図がこのようになっております。現況の写真、赤く囲んでいるところ、横が先ほど航空写真でありました住宅となっております、やはり家の庭といった位置づけと思えます。

続きまして、番号23、大字十二町、地番が○、地目は台帳が田、現況が雑種地の231㎡です。申請人は日田市刃連町の○さんで、申請理由が平成3年12月2日に車庫及び駐車場用地として農地法4条の許可を受け、許可どおりに転用したものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くには○さん○さんがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真はこのようになっておりまして、写真が少し古いものですので、まだ、畑が残ったものにはなっておりますが、字図はこちらになっておりまして、現況はこのように駐車場として整備が済んでおりますので、基準2に該当するものと判断しております。

最後に番号24の案件に移ります。大字求来里○で、地目は台帳が畑、現況が宅地、面積が750㎡です。申請人は日田市神来町の○さんです。申請理由は、昭和41年8月10日に農地法4条の許可を受け許可どおり転用したものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するものです。発行基準2に該当するもので

	<p>す。場所のご説明をいたします。近くには総合体育館やあやめ台の住宅地がございまして、先ほど農地法の4条の申請の中にも出てきました場所と近いところになっております。赤く丸をしている場所です。航空写真を見ますとこのようになっております。字図はこちらです。現況の写真、このように住宅が建っておりますので、許可どおりに転用されたものと判断しております。以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>農地委員 (諫山文彦)</p>	<p>農地委員の諫山です。20番の件ですが、写真のとおりで荒れております。大体ここから先も農地があったようなんですけれども、今は原野のようになっているので、もうこれも致し方ないかなという気がします。21番の件ですが、ここは農地パトロールでも去年、一昨年と見て、被災地なのか、放棄地なのか、どうしようかとずっと思っていた場所なんですけど、もう見てのとおり荒れておりまして、また、持ち主の方も福岡在住ということで、これは恐らくしょうがないんじゃないかなと、まず水害でこのマツヤマという谷がかなりやられておりますんで、こういう案件が出てくるんじゃないかなと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>農地委員 (三笥成一)</p>	<p>22番の案件ですが、現地も確認しましたが、この件に関しては問題ないと思います。</p>
<p>農地委員 (福井龍太郎)</p>	<p>24番の件でございます。10月27日に事務局と一緒に現地を確認いたしました。申請どおり住宅となっておりますので、問題ないというふうに思っております。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。23番の案件につきましては現地調査を木藪委員と一緒にさせていただいております。本日ご欠席されておりますが、現地調査の際に証明発行は問題ない旨、承っております。私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。今、事務局の説明と推進委員さんの説明がございました。この件で何か質問のある方おられますでしょうか。美野委員どうぞ。</p>

<p>15番 (美野英俊)</p>	<p>私は地元であります、20ページの21番です。この方はもう福岡に出でずっと左官の仕事をしており、あちらに家を持っており、家はこちらにもありますけれども、空き家で立派にしておりましたけれども、ほったらかしです。当初は下のほうの若い番地の所は、梅をほとんど植えてありましたけど、この集落が昔は14軒ぐらいたったのが、今は4軒しかないんですね。○君という人が、ユズを作っていて、昨日上がって行きました。30アールあるけどか、20枚ぐらいたって手が行き渡らない。1人であるし、どうしようもないということで、この集落はもうほとんど作り手もいなくて、ちょっともうどうしようもない状態です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。何かほかにございませんか。 この件に関しまして発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。それでは、議案第6号、現況証明、非農地証明書の発行につきましては、発行したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、1件でございます。事務局説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>続きまして、議案23ページをごらんください。議案第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書についてです。こちらは農業を営んでいた方が亡くなり、その相続人が農地等を相続し、農業を継続する場合などに、相続税の納付が猶予される制度がございまして、このことを証明するものです。</p> <p>今月は1件申請がありました。番号1、淡窓1丁目○ほか18筆の合計で19筆です。地目は台帳、現況ともに田および畑で、面積が合計で19,263㎡です。申請人は日田市田島2丁目の○さんで、相続税の納税猶予を受けるため申請するものです。筆数がかなり多いものでございますので、近いところから順にご説明しようと思ひ</p>

ます。まず、こちらの画面のほうです。市役所本庁舎がございまして別館がございまして、大原グラウンドがあります。こういった位置関係の中の赤く丸をしているところにまず申請地がございまして。そのほかの分がですね、三池町公民館がこちらにございまして、赤く丸をかなり大きく書かせていただいておりますが、このあたりに位置している土地についての申請でございまして。まずはこちら淡窓1丁目の分、議案の1番上に書かせていただいている土地から順にご説明させていただきます。市役所本庁舎がございまして、赤く囲んでいるところで、大原グラウンドの横になるところ、こういった形になっております。こちらの字図でございまして。奥に見えますところが○や○で手前が○です。淡窓1丁目になるところです。同じところ、少し近づいた角度から見たものです。こちらが○と○が写っております。こちらが○、淡窓1丁目の○という土地になっております。見てのとおり杉が生えておりますので、私も転用の申請を出していただこうかと思ったところですが、お話を伺ってみますと、○さんが苗木屋さんを営んでおりまして、この植えている杉の木を苗としてそのまま使うわけではなくて、これからの穂を取って、それをほかのところに植えて、苗を育てていく。つまりここで、この高さ1m80から2m弱といったところですがそこまで維持をしつつ、ここから苗木の元となるものを採取していくというような方法を営んでいるとのことでした。ほかの土地についても同じような状況でございまして写真でございまして。こちらが大原グラウンドの横の土地になっております。こちらは畑として利用されておりました。こちらが三池町から上って行ったところになります。赤く囲んでいるところが申請地になっております。同じ場所の字図です。こちら先ほどご説明したような手法で苗を栽培するために、杉をこの高さまで維持をして畑として利用しているということです。こちらが大字有田○です。状況として同じようなものになっております。こちらは一部畑として利用されておりますが、一部杉苗を育てるということになっておりまして、地番でいえば北豆田○ということになります。ここからは、土地が入り組んでいる中に苗木を並べて管理または育てていたり、ハウスがあつたりしますので少し見づらいかと思いますが、画面に映っている土地の地番をまとめて掲載させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。同じ写真、同じ場所を別の角度から写したものです。このように苗木栽培されておりました。こちらはハウスの中で少しだけこの辺見えておりますが苗木の栽培をされております。こちらこのように畑としての利用がされております。こちら状況は同じだと

<p>農地委員 (高倉 等)</p> <p>農地委員 (中嶋ひとみ)</p> <p>事務局 (太郎良悠希) 議 長 (石井照久)</p>	<p>思いますが畑として利用されておりました。こちらも同じような状況です。スライドを使ってのご説明は以上となります。</p> <p>現地調査にご同行いただきました、高倉委員、中嶋ひとみ委員にご意見をいただこうと思いますので、お願いいたします。</p> <p>農地委員の高倉です。10月28日と思いますけど現地調査を行ってきました。○のちょうど裏になる○がですね、家とアパートの間に、何でここに杉が植わっているのだろうというような感覚で、これは無断転用じゃないかという話で、言ってたんですけど、広い原のほうに行ってみますと、地元の人が、杉の穂を取るために、杉の種類を変えてあちこち植えているということで、初めてわかりました。農地としての管理は、苗木屋で苗作りとともに立派に管理していますので、何も問題ないと思います。</p> <p>西有田区域の中嶋です。現地調査にご同行させていただき、見てまいりましたが、苗木ということで、先ほどおっしゃったように穂取り、というのを私も初めて知ったのですけれども、きれいに整備されて、特に問題はないように思いました。</p> <p>ありがとうございました。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございました。事務局の説明と、推進委員の2名の方の説明がございました。何か質疑のある方、挙手をお願いいたします。ありませんか。</p> <p>なければですね、議案第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書についてご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
--	--

議 長  
(石井照久)

ありがとうございます。相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行したいと思います。

続きまして、議案第8号ですね、11月調査委員の選任について、こちらのほうから、指名させていただきます。7番、森克男委員、8番、飯田隆委員、17番、原田文利委員の3名でございます。どうかよろしく願いいたします。

次に25ページの、報告第1号です。事務局、お願いします。

報告第1号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件

次に7番、その他。事務局、お願いします。

- (1) 農地法に係る権限移譲について
- (2) 農業者年金加入推進強化月間について
- (3) 11月現地調査  
日 時 11月27日(金) 午前9時～  
※調査委員のみ

(4) 11月定例総会

日 時 12月8日(火) 午後1時30分 会 場: 7階 大会議室

(5) 行事日程

11月16日(月)「人・農地プランの実質化」に向けた話し合い  
スキルマスター研修会〔基礎編〕(別府市)

11月18日(水) 農業振興地域整備促進協議会(会長・伊藤委員)

11月19日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

12月15日(火)「人・農地プランの実質化」に向けた話し合い  
スキルマスター研修会〔実践編〕(別府市)

(6) その他

- ・ 「10月分農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・ 「農地パトロール調査日誌」等の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年12月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 1 3 番

署 名 委 員 1 8 番